

国道 138 号新屋拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会

第 3 回 検討委員会

平成 26 年 11 月 19 日

上吉田地域のまちづくり

1-1 沿道まちづくりの検討エリア

検討対象エリア(案)と既存の都市計画などを以下のとおり整理した。

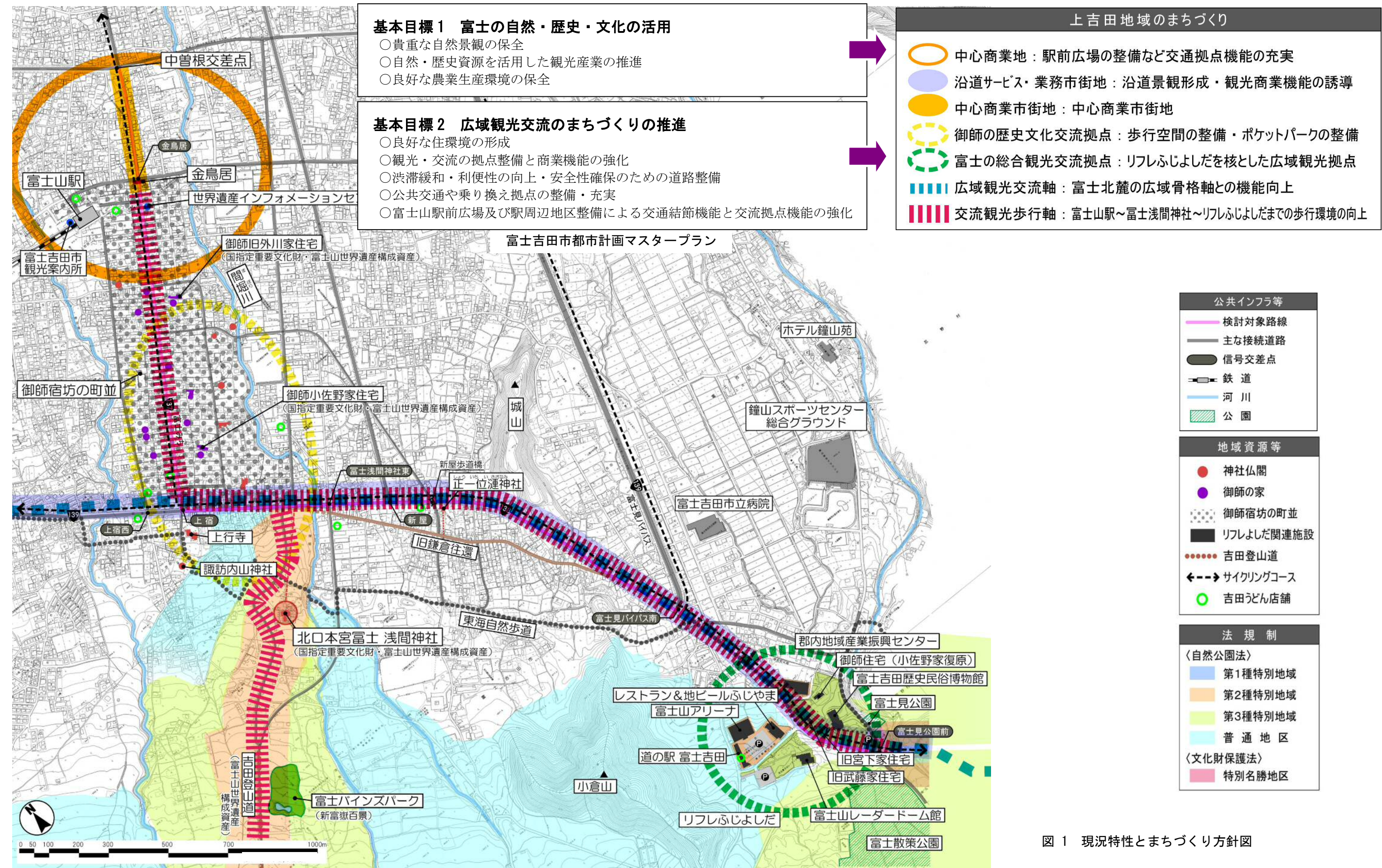


図 1 現況特性とまちづくり方針図

沿道まちづくりの方向性（案）

【上吉田地域の歴史認識】

- 江戸時代からの集落形状であるL字型（縦町と横町）を考慮したまちづくり。
- 富士山への眺望の確保。
- 世界遺産構成資産範囲とその緩衝地帯（Buffer Zone）への配慮。

【上吉田地域のまちづくり】

- ◆中心商業地：駅前広場の整備など交通拠点機能の充実
- ◆沿道サービス・業務市街地：沿道景観形成・観光商業機能の誘導
- ◆中心商業市街地：中心商業市街地
- ◆御師歴史文化交流拠点：歩行空間の整備・ポケットパークの整備
- ◆富士の総合観光交流拠点：リフレふじよしだを核とした広域観光拠点
- ◆広域観光交流軸：富士北麓の広域骨格軸との機能向上
- ◆交流観光歩行軸：富士山駅～富士浅間神社～リフレふじよしだまでの歩行環境の向上

沿道環境に合わせたまちづくりのテーマ

- ① 富士浅間神社を核とした拠点づくり
御師の街並みを散策できるまちづくり
- ② リフレふじよしだを核とした観光交流拠点づくり
新しい街並みの形成とネットワークづくり
鉄道（玄関口）としてふさわしい交通結節点の形成

まちづくり展開施策方針

- ①世界文化遺産を巡る多様な回遊ルート・交流の場づくり
- ②富士北麓にふさわしい沿道景観づくり
- ③来訪者を受け入れるまちなか駐車場の確保
- ④歴史資源を活かした御師のまちなみづくり
- ⑤地域ブランド・エコツーリズム等の情報発信の推進

④歴史資源を活かした御師のまちなみづくり



石門柱と庭木が多いまち並みの維持



世界文化遺産構成資産の保全・活用

鉄道（玄関口）としてふさわしい交通結節点の形成

- ・駅前広場
- ・歩車分離

御師の街並みを散策できるまちづくり

- ・沿道景観づくり
- ・まちなか駐車場
- ・散策ルート
- ・休憩スポット

富士浅間神社を核とした拠点づくり

- ・吉田口登山道の保全・活用

③来訪者を受け入れるまちなか駐車場の確保



駐車場により来訪者をまちなかに誘導する

リフレふじよしだを核とした観光交流拠点の形成

- ・サイクリングルート
- ・玄関口としての景観づくり

重点検討区間
②リフレふじよしだ前

新しい街並みの形成とネットワークづくり

- ・沿道景観づくり
- ・サイクリングルート
- ・休憩スポット

②富士北麓にふさわしい沿道景観づくり



沿道建築・植栽等の統一



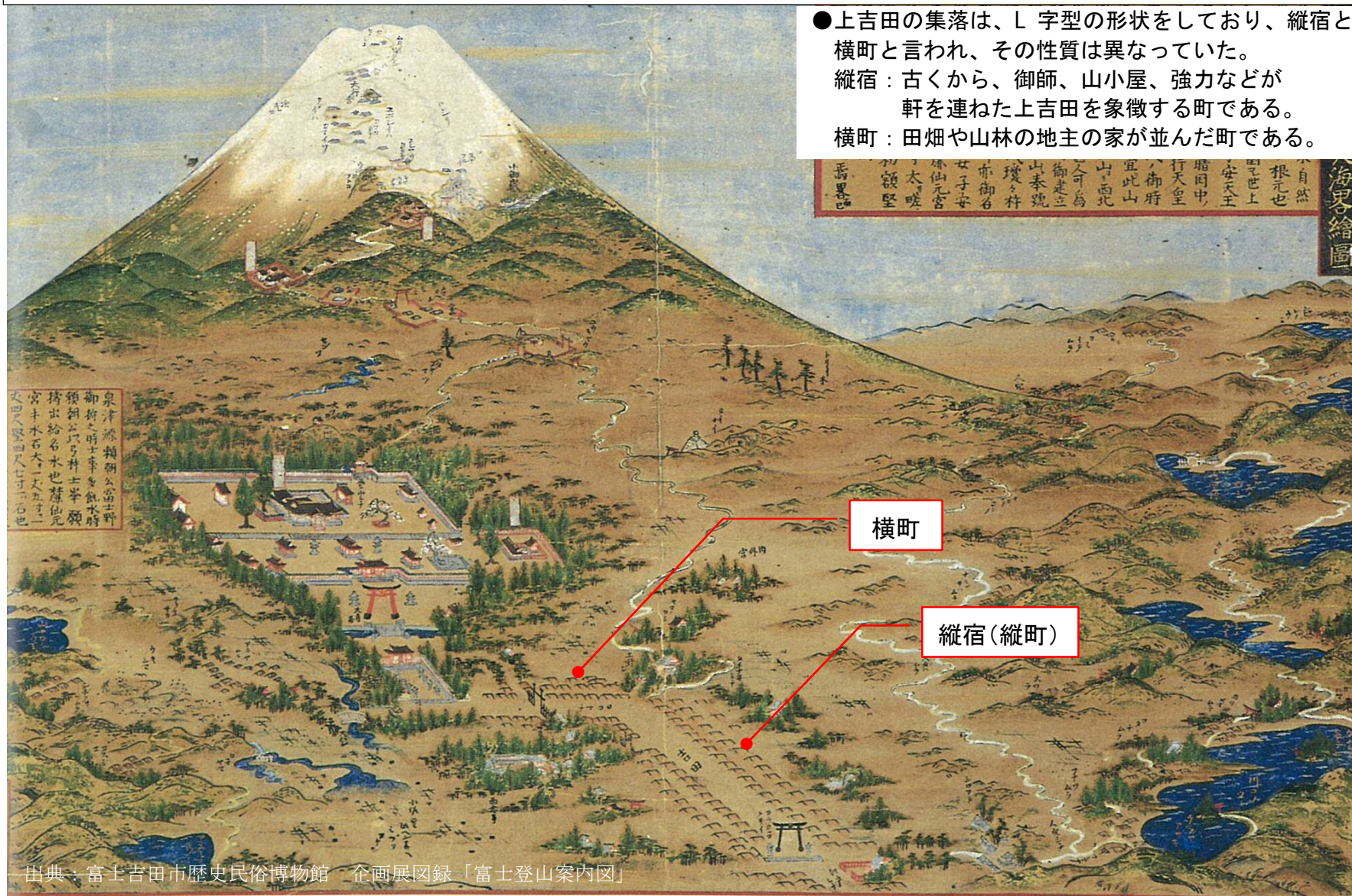
富士山の眺望を活かした景観形成

⑤地域ブランド・エコツーリズム等の情報発信の推進



上吉田地域の歴史 ①

- 上吉田地域は、富士山への登山本道とされる登山口があり、古くからたくさんの登山者で賑わった地域である。
- 富士山を遥拝する鳥居の前方に成立し、富士山に登拝する人々に対して、自坊を提供し、信仰の仲立ちを行った御師たちが集住することによって形成された。
- 地域は、江戸時代よりL字型の形状で南北方向に広がる縦宿（縦町）と東西方向の横町と言われる2つの軸で構成されており、この骨格は現在も変わらず残っている。
- 地域の入口には、富士山の一ノ鳥居とされる金鳥居があり、俗界と信仰世界を分かち境界を示すシンボルとされた。
- 明治後期から第二次世界大戦にかけて、信仰集落から富士登山・観光の町へと移り変わっていった。



上吉田地域の歴史

- 1572年に現在の上宿～中宿にあたる場所に移転し、江戸時代初めに下宿を継ぎ足し、骨格が整えられた。
- 上吉田の入口には、1788年に富士講信徒により建立された、富士山への鳥居とされる金鳥居があり、俗界と信仰世界の境界を示すシンボルとされた。
- 金鳥居を潜ると、「御師」の町で、信仰登山者に教えを説き、祈祷し、宿の提供や登山の世話をする御師屋が軒を連ねた。
- 明治初年の神仏分離令による富士信仰の後退と、交通体系の発展に伴う観光登山客の増加により、御師住宅の数は86軒（江戸末期）から49軒（大正8年（1919））に減少した。明治後期から第二次世界大戦後には明らかに富士登山・観光の町へと変容をとげた。

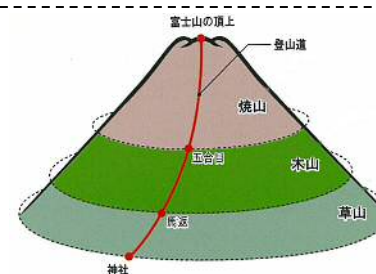


出典：富士吉田市歴史民俗博物館 企画展図録「絵葉書に見る富士登山」

富士山信仰について

- 富士山の信仰は、まず山麓から富士山を遥かに仰ぎ見て崇拝する行為から始まったという。
 登拝（とはい）：富士山を実際に登ることによる信仰
 遥拝（ようはい）：富士山を離れた場所から仰ぎ見る信仰
- 富士登拝とは、俗界から死の世界を往復することによって、この世の罪と穢れを消すことを意味した。富士山の麓から山頂に向かい、以下に区分される。

出典：Public Relations Office -Government of Japan-



- ・火山礫で覆われた山頂までの神仏の世界死の世界を意味する「焼山（やけやま）」
- ・俗界から神の世界への過渡部分である森林限界までの「木山（きやま）」
- ・俗界を表す「草山（くさやま）」



出典：世界遺産一覧表への記載推薦書
 Nomination Document for Inscription on the World Heritage List

上吉田地域の歴史 ②

- 富士みちは、階段状に土盛り・石積みされ、通りの中央に小川が流れていたが、明治9年の道路改修によって、車の通行が可能になった。
- 明治32年に馬車鉄道が営業を開始し、表通りに軌道が敷設、大正10年に馬車鉄道の路線が電化、昭和4年に大月 - 富士吉田間のルートが現在のルートに変更となり、表通りの軌道は撤去された。
- 金鳥居周辺から富士山への眺望は、富士みちのクライマックスの一つであり、現在も昔と変わらず、富士山を臨むことができる。
- 浅間神社前の国道138号は鎌倉往還と呼ばれ、沿道には、富士山に登る人々が事前に休憩したり、あるいは下山してから休息し飲食物やお土産を購入したりする支度所があった。

富士みちの変遷

- 御師町の中心を通る富士みちは、階段状の土盛り、段ごとの石積みがなされ、通り中央には小川が流れ、端には各御師の石灯籠が立てられていた。明治9年の道路改修により、土盛り、石灯籠は撤去され、水路は通りの両脇に分けることで、車の通行が可能になった。
- 大正時代までは、道者が登拝する期間に、金鳥居～浅間神社まで地元の人たちによる出店（金剛杖、笠、わらじ、かき氷、うどん等）が並んでいた。
- 明治32年に、都留馬車鉄道が営業を開始し、表通りに軌道が敷設された。（下吉田～籠坂峠）
- 大正10年に、都留電気鉄道株式会社によって馬車鉄道の路線が電化され、大月 - 金鳥居上（後の富士吉田）間の軌間が統一・電化され電気運転が開始された。
- 昭和4年に、富士山麓電気鉄道（後の富士急行線）によって、大月 - 富士吉田間のルートが現在のルートに変更となり、表通りの軌道は撤去された。



道路改修前の状況



街路に電柱が立ち始める



馬車鉄道の路線が電化



現在

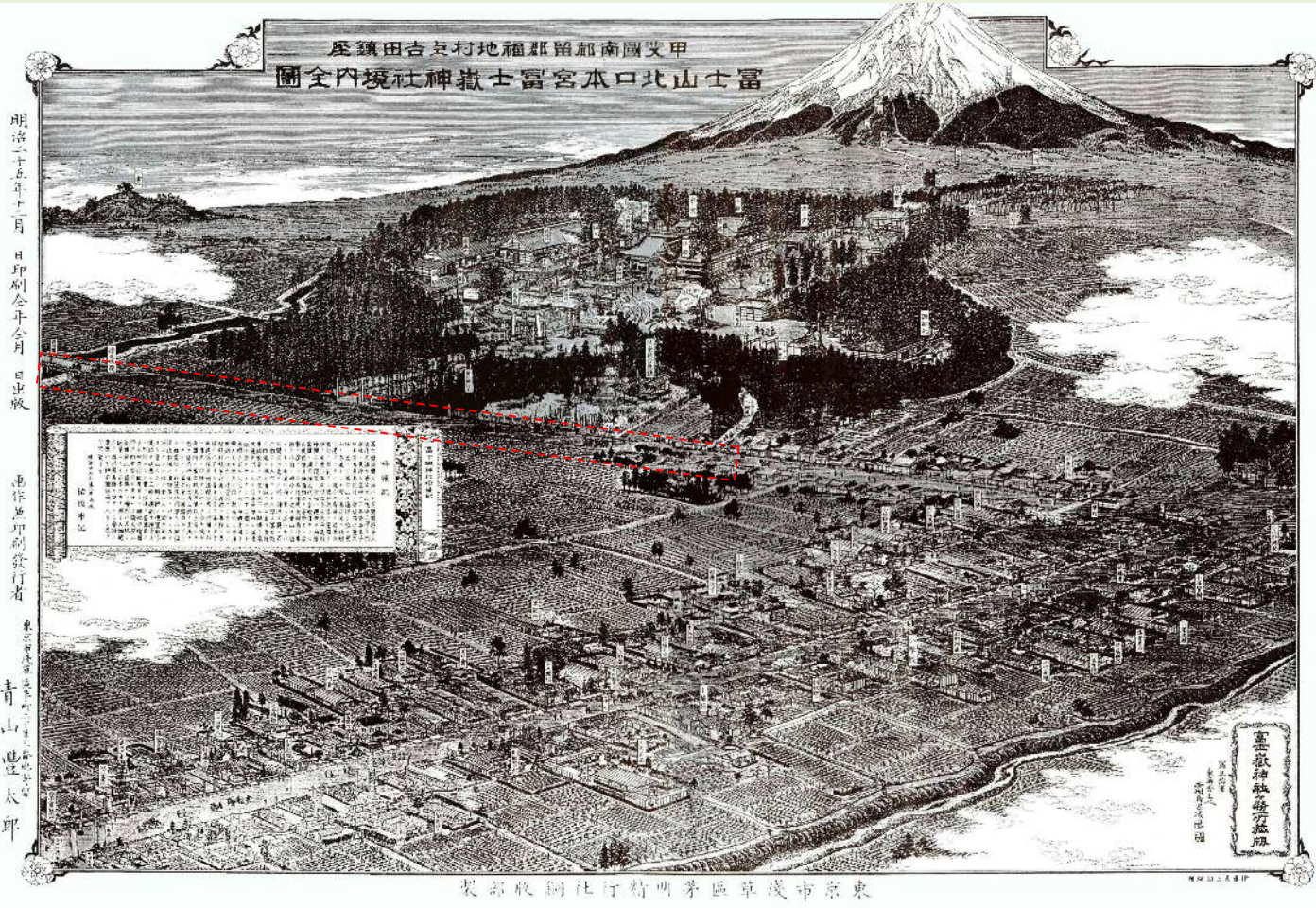
出典：富士吉田市歴史民俗博物館 企画展図録「絵葉書に見る富士登山」（上左、上右、下左）、富士吉田市 HP（下右）

旧鎌倉往還（国道138号）

- 浅間神社前を通る国道138号は、相模（神奈川県）から駿河（静岡県）、甲斐（山梨県）への連絡路として中世から鎌倉往還（鎌倉街道）と呼ばれた。戦国武将の国盗りの道であり、生活必需品を運ぶ商人でにぎわった道でもある。
- 浅間神社前の国道138号沿いには、富士山に登る人々が事前に休憩したり、あるいは下山してから休息し飲食物やお土産を購入したりする支度所があった。



出典：富士宮市ホームページ



出典：富士吉田市歴史民俗博物館 企画展図録「富士山北口本宮富士嶽神社境内全図」

世界遺産構成資産とまちづくり

- 富士宮市では、世界遺産構成資産とラップするように、景観計画における重点地区を目指しており、富士山への眺望やまちなみの景観づくりを推進している。
- 国道138号の拡幅整備により沿道開発が伴うことが想定されるため、市の景観計画等により世界遺産構成資産に配慮した沿道景観づくりを行うことが求められる。

世界遺産構成資産範囲

- 上吉田地区の北口本宮富士浅間神社、旧外川家住宅、小佐野家住宅は、世界遺産構成資産範囲に登録されている。
- 3つの世界遺産構成資産を含む富士みち（国道137号）、国道138号周辺は、緩衝地帯として世界遺産を保護する区域に設定されている。

核心地域（世界遺産登録範囲）：

文化遺産・自然遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域（その範囲内にある建築物や遺跡が、その国の文化財保護法などによって保護されていることが必要）。

緩衝地帯：

文化遺産・自然遺産の保護のために、その遺産の周囲に設けられる利用制限区域（核心地域の周辺の環境が**各種条例で保護・整備**されていることが**必須**）。

■ 世界遺産構成資産範囲



北口本宮富士浅間神社



出典：世界遺産一覧表への記載推薦書 Nomination Document for Inscription on the World Heritage List



北口本宮富士浅間神社



旧外川家住宅



小佐野家住宅

富士山本宮浅間大社（富士宮市）の事例

- 富士宮市景観計画の範囲は、世界遺産構成資産範囲を網羅するよう設定されており、富士山への眺望や歴史的資源を活用した整備、街並み修景等が計画されている。

富士宮市景観計画の内容

■浅間大社を核とした歴史的雰囲気と賑わいを有する市街地の景観をつくります

- ・浅間大社境内地の杜づくりなど
- ・大社周辺における門前町風の**まち並みのルールづくりの推進**（中央・駅前地区、神田地区のまち並みルールの推進と新たな地区の指定）
- ・お祭りやイベントの充実

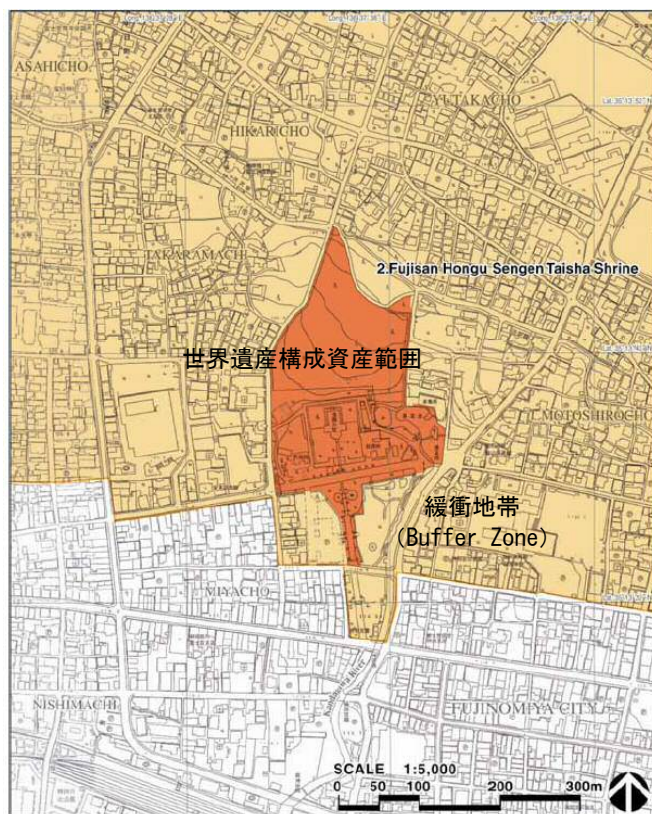
■まちなかの富士山の眺望スポットを守ります

- ・建築物の誘導などによる浅間大社、神田川からの**富士山の眺望の保全**
- ・**新たな眺望スポットの確保、整備**

■水や歴史を生かし魅力のあるまちかどの景観をつくります

- ・湧水池の保存と周辺の修景
- ・水路の親水性に配慮した修景
- ・社寺、町家、蔵、路地などの**歴史資源の掘り起こしと保存、修景**
- ・水辺や歴史的資源、公共施設などの回遊性を確保する歩行者空間の整備

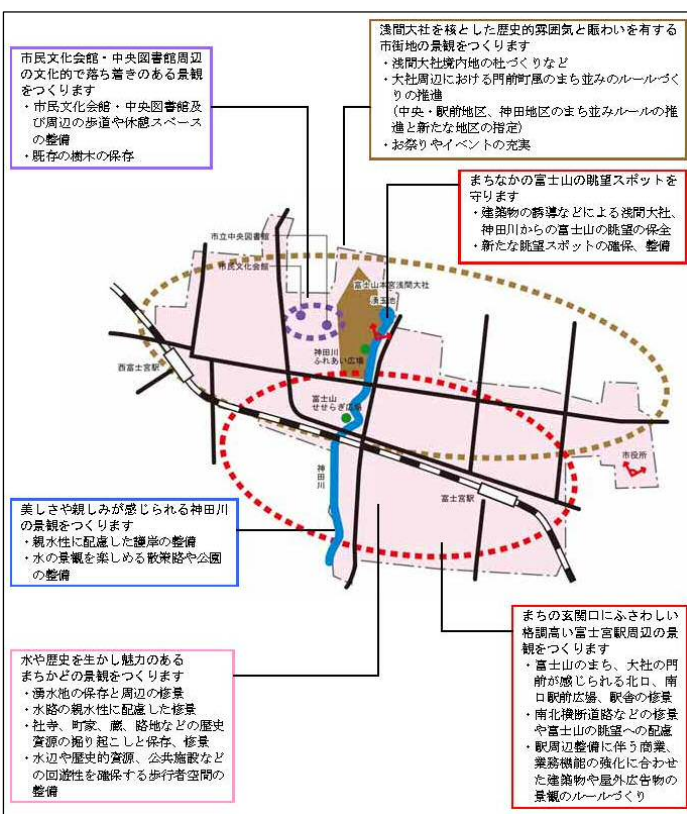
■ 世界遺産構成資産範囲



出典：世界遺産一覧表への記載推薦書

Nomination Document for Inscription on the World Heritage List

■ 富士宮市景観計画（中心市街地ゾーン）



出典：富士宮市景観計画

沿道まちづくりの実現に向けて

富士北麓にふさわしい沿道景観づくり

- ・ 国道 138 号や国道 137 号（富士みち）からの富士山への眺望保全を図るため、景観計画等において、景観重要公共施設等へ積極的に位置づけ、沿道建物や屋外広告物等の適正な規制・誘導により富士北麓にふさわしい沿道景観の形成を図ります。

【ルール化の手法例】

- 景観計画：届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 景観地区：より積極的に景観形成を図る地区について指定
- 景観重要公共施設：整備に関する事項、占用等の許可基準を定め、周辺の土地利用と一体的に計画に位置付け
- 屋外広告物条例：掲出できる屋外広告物の基準をルール化

【メニュー例】

- 沿道建築物のルール化
- 生垣の保全・助成
- 特徴的な石門柱のデザイン活用
- 色彩コントロール
- 屋外広告物コントロール など



沿道建築物ルール化の事例

（事例：一之江境川親水公園沿川（東京都江戸川区））



御師の街並みの面影を残す国道 137 号

（門柱や緑の多い家並みは市固有の景観資源）



- ・ 屋外広告物の規制・誘導
- ・ 沿道農地の保全（沿道土地利用の規制・誘導）

※イメージ



規制・誘導を図った場合のイメージ（富士見バイパス南交差点付近）

歴史資源を活かした御師のまちなみづくり（歴史的建造物の保全・活用）

- ・ 歴史的建造物等の保全・修復等に努め、富士山の風景を生かした歴史的な門前町の形成を図ります。
- ・ 門前町の核となる歴史的建造物等がまちなかに点在することにより、地域性が生まれ、まちなかの魅力が上昇することが期待されます。



重厚感のある門構えを残す御師中雁丸

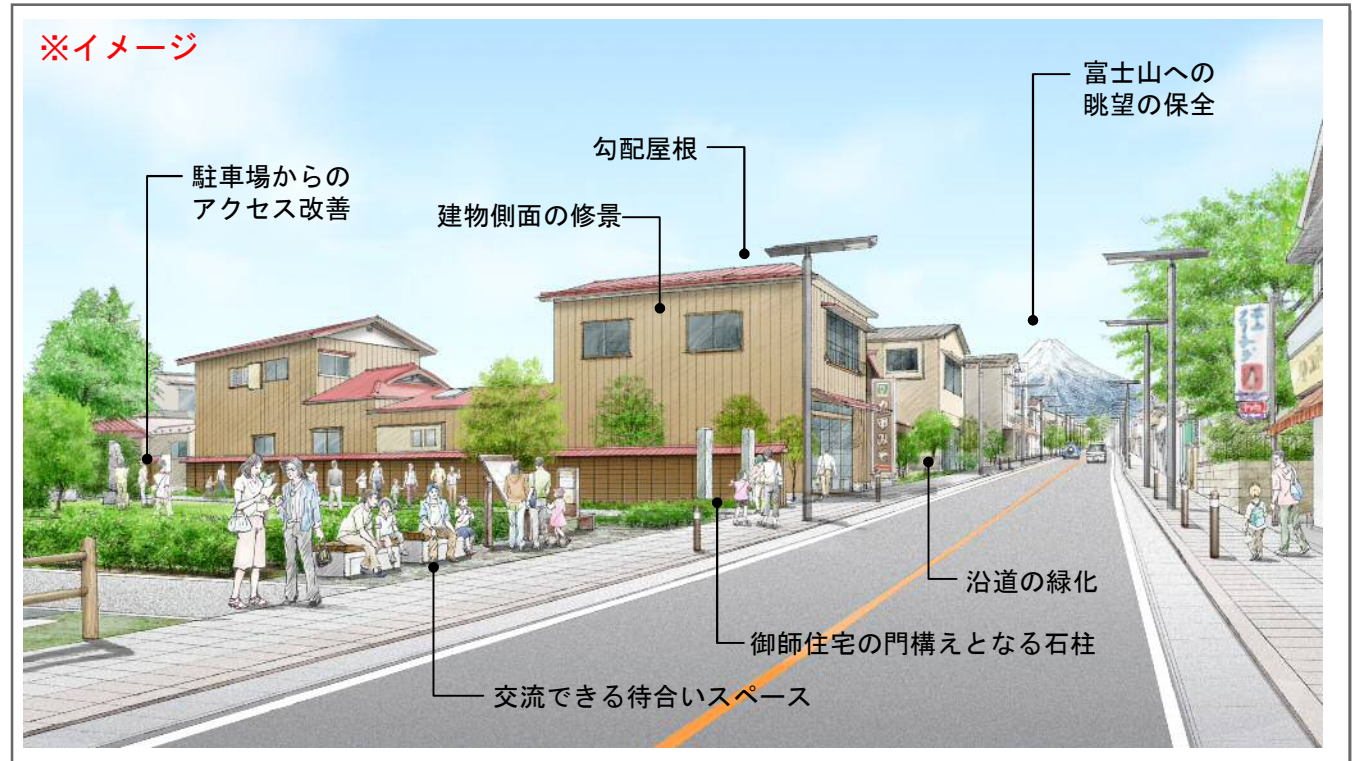


御師住宅を紹介するサイン



富士みち沿いの御師住宅

※イメージ



国道138号拡幅に関する世界遺産の視点からの指摘事項（山梨県知事政策局 富士山保全推進課より）

1. 当該地の歴史的な位置付け

- 籠坂峠・山中湖方面と河口湖・御坂峠方面とを結ぶ古代以来の主要道であり、富士山信仰の巡礼路としても使用された「鎌倉街道（御坂路）」の沿道
- 世界遺産 富士山を構成する御師住宅（構成資産）から北口本宮富士浅間神社（構成要素）に至る参詣路
- 吉田胎内・船津胎内（構成資産）に向かう胎内道の起点
- 世界遺産 富士山の緩衝地帯

2. イコモス勧告をふまえた対応

- 「個々の巡礼路及び山岳景観の全体的な神聖さ・美しさ」を維持
- 「構成資産間の関係性を強化し、それぞれがどのように関連しているのか」を明示・描出

3. 当該地の拡幅にあたっての留意点

- ① 北口本宮富士浅間神社周辺を中心とした鎌倉街道の歴史的景観への配慮
- ② 北口本宮富士浅間神社の社前及び胎内道の起点における道路横断の確保による巡礼路の維持、並びに標識等の設置による各巡礼路の案内対応
- ③ 当該地を横断して富士道と平行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路（ヤーナ川）の維持
- ④ 富士道を挟んで御師住宅が両側に短冊状で並んだ、16世紀以来の上吉田の歴史的景観を維持するために、交差点設計における区画（町割）への配慮



図1 当該地の状況



図2 吉田口登山道と胎内道



図3 富士山道しるべ
(出典『富士山道しるべを歩く』富士吉田市歴史民俗博物館発行)



図4 上吉田村絵図（都留市蔵、森嶋家文書）
(出典『国絵図・郡絵図・村絵図』富士吉田市歴史民俗博物館発行)



図5 「富士山画図」に描かれた上吉田
(国立公文書館内閣文庫)

重点検討区間①（富士浅間神社）の検討

* 重点検討区間は、沿道まちづくりと協調した沿道景観形成を考慮する中でも、地域の「シンボル」として特に検討を行う区間を想定。

(1) 整備方針：参道的空間の創出（第2回検討委員会より抜粋）

富士みち（国道137号）～富士浅間神社の安全な歩行回遊動線の形成

- ・地域資源間を**安全に回遊できるルート設定**や**浅間神社周辺の横断方法**を検討し、富士みち（国道137号）から**富士浅間神社へのアクセス性向上**を図る。
- ・上宿～浅間神社東交差点間にゆとりある歩行空間を形成する。

⇒ 歴史背景（本資料P3～5）、及び、新設交差点案の提示

沿道の交通処理の円滑化・地域利用の利便性確保

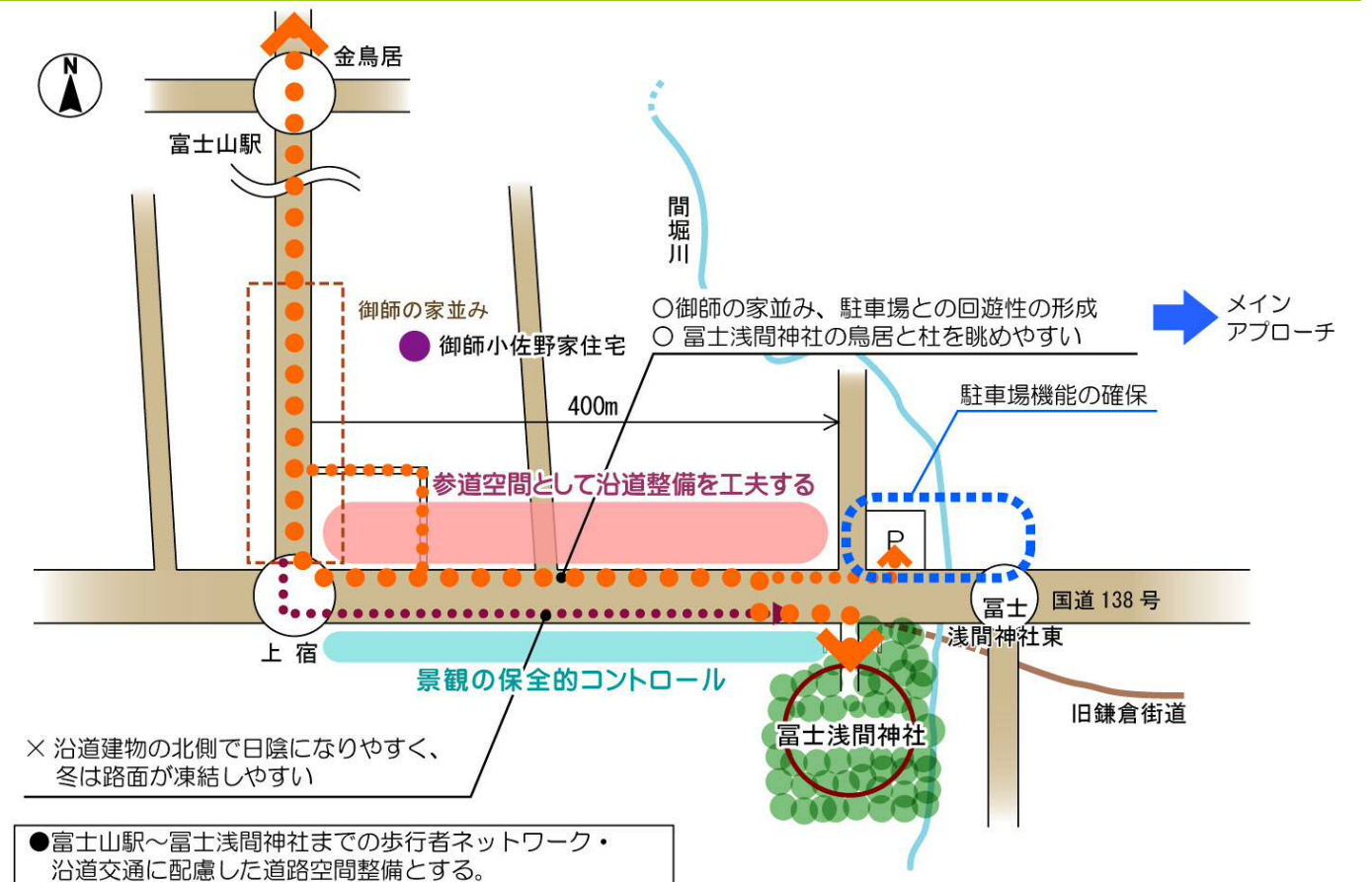
- ・中央分離帯の設置に伴い、現状で右折可能な箇所が整備後に右折できなくなる箇所が生じることから、その**迂回ルートの対策が必要**である。
- ・通学路の安全性確保、農耕車両の横断方法など、**地域利用の機能確保**が必要である。

⇒ 新設交差点案、接続道路改善案、横断歩道橋設置位置案の提示

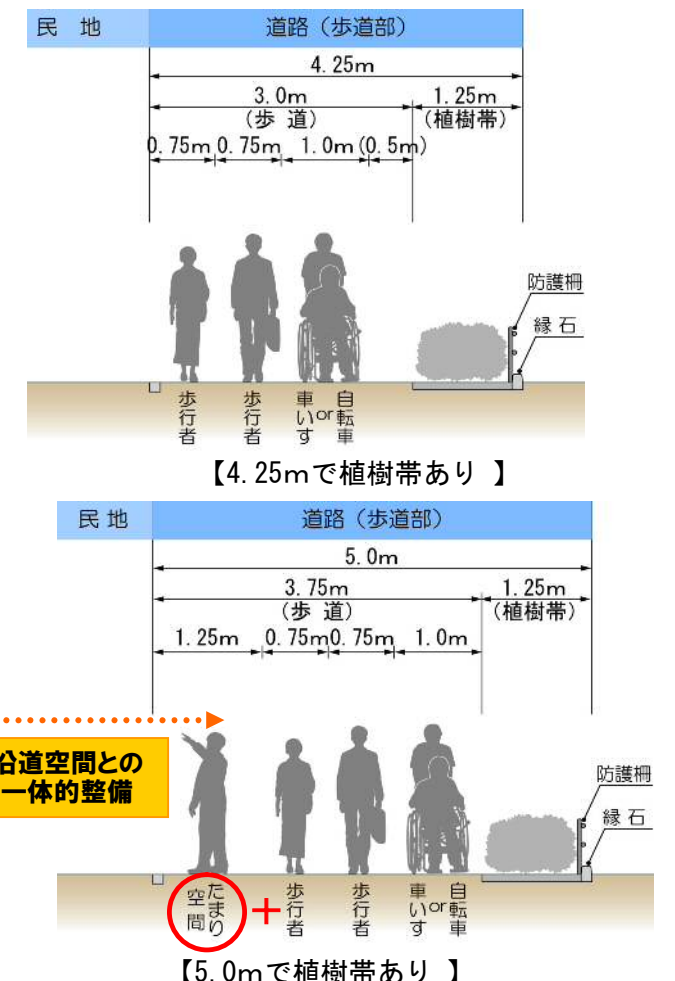
拡幅に伴う沿道空間との一体的整備

⇒ 北側拡幅案の提示

- ・**道路（歩道）空間と沿道空間との一体的整備**により、来訪者の休憩空間や地域住民の**コミュニティの場として活用できる空間を創出**する。とりわけ、浅間神社前には、駐車場の機能確保とともに、地域産業と連携した拠点性のある空間の整備を図る。

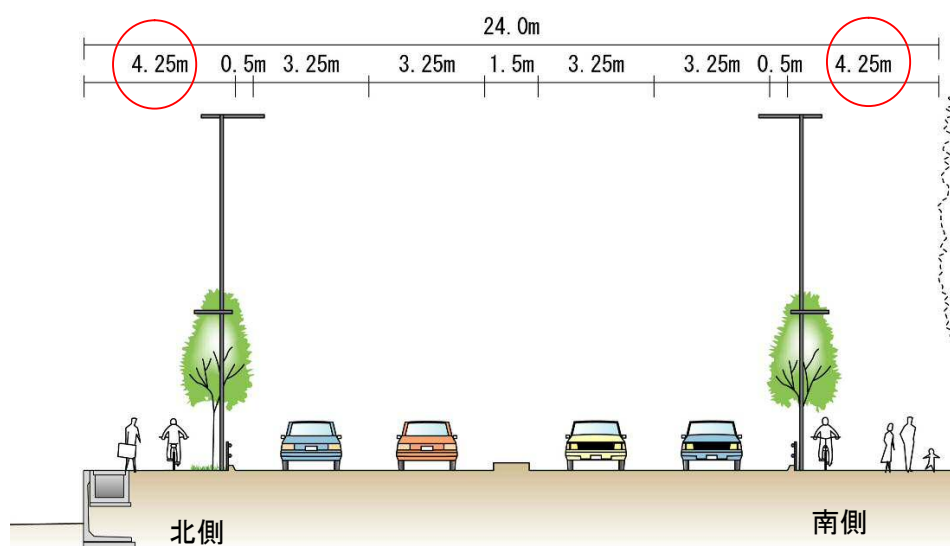


（参考）歩道幅員と基本寸法



(2) 断面イメージ

● 標準案



- 富士浅間神社前は、北側歩道を拡幅する
- ・ゆとりのある歩行環境の形成を図る
- ・市の沿道まちづくり計画との一体的利用を期待する

● 重点検討区間①（上宿～富士浅間神社東交差点）

